

青葉区寄り添い型生活支援事業 評価委員会 評価指標

【評価方法】

- (1) 各評価項目について、A、B、C、D、E、Fの6段階評価を行う。
- (2) 評価は、A=5点、B=4点、C=3点、D=2点、E=1点、F=0点とする。
- (3) 各評価項目には、重要度に応じて係数を設ける。
- (4) 評価の視点は次の通りとする。

A(5点)	B(4点)	C(3点)	D(2点)	E(1点)	F(0点)
特に優れている	優れている	普通	劣っている	特に劣っている	評価不能

- (5) 総合点が、上限配点(加点部分を除く)の合計の60%に満たない場合は提案者を特定しない。
- (6) 評価委員会に出席する委員の半数以上から、E及びF評価を受けた項目のある提案者は、特定しない。
- (7) 「企業としての取組(ワークライフバランスに関する取組及び障害者雇用に関する取組)」について、該当項目があった場合、全体の合計に対して加算する。

【評価基準表】

委員一人あたり

評価項目	評価基準	係数	上限配点	比率
1 提案者の概要・事業実績			15	8%
(1) 提案者の概要、実績、信頼性 (2) 及び安定性	この事業の目的達成のために、信頼に足る十分な実績があるか。また、事業を継続的に実施できる安定した運営が見込めるか。	3	15	
2 業務実施方針			35	18%
(1) 現状の理解、課題認識	支援を必要とする世帯の学齢期以降の児童(主に小・中学生。以下、児童とする。)及びその保護者の置かれている生活状況、家庭環境等を十分に理解しているか。また、それらの世帯における子育ての課題やニーズをとらえているか。	3	15	
(2) 事業の実施方針	支援を必要とする世帯の現状や課題を踏まえた実施方針となっているか。また、実施方針を踏まえた事業運営の考え方は具体的で妥当なものとなっているか。	3	15	
(3) 社会情勢等に応じた事業展開の考え方や手法	感染症流行等の社会情勢等をふまえた事業展開の考え方や手法に実現性はあるか。	1	5	
3 業務実施内容と実施手法			75	38%
(1) 生活支援プログラムの有効性	個々の児童の生活習慣や能力に応じた生活支援プログラムとなっているか。	3	15	
(2) 相談支援の取組	児童や保護者の相談ニーズを的確に把握し、適切な支援に繋げるための体制や対応が組織的に整備されているか。	3	15	
(3) 学習支援プログラムの有効性	個々の児童の学習習慣や習熟度に応じた学習支援プログラムとなっているか。	3	15	
(4) 生活体験プログラムの有効性	季節行事などの生活体験や課外活動プログラムは、児童の社会性を育むための具体的かつ実効性のある内容となっているか。	2	10	
(5) 送迎	車両送迎の実施体制、児童に対する配慮事項は適切であるか。	2	10	

(6)	安心して過ごせる居場所の提供について	児童が安心して過ごせる居場所となるための工夫、衛生・安全管理、プライバシー保護への配慮が適切に行えるか。	2	10	
4 業務実施体制			35	18%	
(1)	職員の確保や配置	この事業を行うために必要な知識、経歴、実績等を有する職員の確保や配置について、考え方が明確となって いるか。また、その実現性はあるか。	2	10	
(2)	職員の役割と業務	職員の役割や業務が具体的かつ妥当なものとなっているか。	1	5	
(3)	職員の教育・研修	職員に対し、事業実施にあたって必要な知識や技能を習得させるための教育・研修の機会があるか。また、そ の内容は妥当なものとなっているか。	2	10	
(4)	個人情報の取扱い	個人情報の取扱いに係る基本的な考え方を理解し、個人情報の取扱いに係る研修や情報管理を組織的に行 う仕組みがあるか。	2	10	
5 管理運営体制			35	18%	
(1)	区及び学校等関係機関との連携	区役所や学校等の関係機関と連携し、情報共有や支援方針等の協議を適切に行う体制と理解が備わっている か。	3	15	
(2)	利用者からの苦情処理体制	児童及び保護者からの意見、苦情等の処理体制は整っているか。	2	10	
(3)	事故等の防止体制	事故・災害・不祥事(ハラスメント・施設内虐待・情報漏洩等)を未然に防ぐための体制や方針が、具体的かつ 妥当なものとなっているか。	2	10	
6 収支予算			5	3%	
(1)	収支予算の妥当性	収支予算は、業務実施内容や業務実施体制等に対して適切な金額となっているか。	1	5	
合計			200	100%	
【企業・団体としての取組等に関するこ】※配点は各2点					
-	ワーク・ライフ・バランスに 関する取組	以下の(1)~(2)のうち、いずれか1つ以上を策定しているか。(従業員101人未満の場合のみ加算) (1)「次世代育成支援対策推進法」に基づく一般事業主行動計画の策定及び届け出 (2)「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」に基づく一般事業主行動計画の策定及び届け出	-	2	
-	障害者雇用に関する取組	以下の(1)~(4)のうち、いずれか1つ以上を取得しているか。 (1)「次世代育成支援対策推進法」による認定の取得(くるみんマーク・プラチナくるみんマーク・トライくるみんマーク) (2)「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」に基づく認定(えるぼし、プラチナえるぼし)の取得 (3) 青少年の雇用の促進等に関する法律に基づくユースエール認定の取得 (4) よこはまグッドバランス賞の認定の取得	-	2	
-	市内の中小企業であること	障害者雇用促進法に基づく法定雇用率2.5%の達成(従業員40.0人以上)、又は障害者を1人以上雇用してい る(従業員40.0人未満)	-	2	